

005GAKKU

541-038

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No. 2  
【根拠条文】 法第27条の25第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】(3) 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 中島徹  
【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル  
【報告義務発生日】(4) 平成17年5月25日  
【提出日】 平成17年5月31日  
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1  
【提出形態】(5) その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	いちよし証券株式会社
会社コード	8624
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪
本店所在地	〒104-0032 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(リミテッド・パートナーシップ)
氏名又は名称	ハリス・アソシエイツ・エル・ピー (Harris Associates L.P.)
住所又は本店所在地	60602、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市スト500、ノースラサール街2番地 (2 North LaSalle Street, Suit 500, Chicago, IL, USA, 60602)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
------	--

職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成7年6月8日
代表者氏名	ジャネット・エル・レアリ (Janet L. Reali)
代表者役職	ヴァイス・プレジデント・アンド・ジェネラル・カウンセル (Vice President and General Counsel)
事業内容	投資顧問及び投資一任契約に関する業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 鈴木基宏
電話番号	03 (3511) 6309

(2) 【保有目的】 (9)

投資一任契約に基づき、資産運用の目的で保有している。
----------------------------

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券 (株)			3,406,300
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	—	N
			O
			3,406,300
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q		3,406,300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		—

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月25日現在)	S	47,989,086
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		7.10
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.03

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年5月13日	株券	54,700株	取得	947.67円/株
平成17年5月16日	株券	56,300株	取得	905.04円/株
平成17年5月17日	株券	84,000株	取得	881.05円/株
平成17年5月18日	株券	68,900株	取得	876.97円/株
平成17年5月19日	株券	68,100株	取得	905.29円/株
平成17年5月20日	株券	49,100株	取得	920.45円/株
平成17年5月23日	株券	31,400株	取得	929.71円/株
平成17年5月24日	株券	33,000株	取得	956.98円/株
平成17年5月25日	株券	76,300株	取得	965.54円/株

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

提出者は、投資信託委託業者からその業者の設定する投資信託の運用を指図する権限を委任されて、法27条の23第3項第2号に該当する権限に基づき、その投資信託の運用を指図している。

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	-
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	2,762,768
上記(V)の内訳	提出者は、自己の計算によらず、投資信託のために株式買付けの指図をしている。下記の金額は提出者が保有する株式の取得のため投資信託が支出した資金の総額を、本報告書提出日の前営業日17時現在における為替レートにより米ドルから日本円に換算した数値である。
取得資金合計(千円)(T+U+V)	2,762,768

②【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

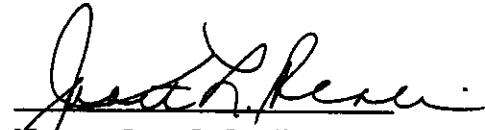
**POWER OF ATTORNEY**

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Harris Associates L. P., a limited partnership organized and existing under the laws of Delaware, USA, with its principal office at 2 North LaSalle Street, Suite 500, Chicago, IL, USA, 60602 (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Thoru Nakajima, Ryoichi Yamazaki and Motohiro Suzuki, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Janet L. Reali, this 22<sup>nd</sup> day of December, 2004.

Harris Associates L. P.

By:

  
Name: Janet L. Reali  
Title: Vice President and General Counsel

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国デラウェア州法に準拠して設立され、存続し、その主たる事務所を60602、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市スート500、ノースラサール街2番地に有するリミテッドパートナーシップであるハリス・アソシエイツ・エル・ピー（「当法人」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である中島徹氏、山崎良一氏及び鈴木基宏氏を当法人の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当法人を代理して日本国証券取引法第27条の23及び同法第27条の25に定める報告書を作成し、これらを日本国関東財務局長に提出すること及び同報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当法人は、2004年12月22日、ジャネット・エル・レアリをして本委任状に適法に署名せしめた。

ハリス・アソシエイツ・エル・ピー

\_\_\_\_\_  
[署 名]

ジャネット・エル・レアリ  
ヴァイス・プレジデント・アンド・ジェネラル・カウンセル

上記正訳致しました。  
弁護士 鈴木 基宏

